物　品　売　買　契　約　書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　　　　　　　　を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。

(１)　物品の名称等

　ア　名　　称

　イ　数　　量

　ウ　規格等

(２)　金　　　額　　　￥．

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥．　　　　　　　　　）

（契約保証金）

第２条(Ａ)　契約保証金は、金　　　　　　　円とする。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第２条(Ｂ)　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(１)　納入期限　　令和　　年　　月　　日

(２)　納入場所

２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

　（権利の譲渡等の制限）

第７条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて

はならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第８条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金（既納部分に係るものを除く。）の額につき年　．　パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

（契約不適合責任）

第９条　受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

２　前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から１年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

（契約の解除）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(１)　第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

（２）第７条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

（４）第３条第１項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（５）その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができない

と認められるとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第４号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（契約保証金の帰属）

第１１条(Ａ)　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は､第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１１条(Ｂ)　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の

１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　第８条第２項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

（損害賠償）

第１２条　発注者は、第１０条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第１３条　受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

　（紛争の解決方法）

第１４条　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

２　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１５条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

受注者

発注者　　青森県知事

別記

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例(平成２３年３月青森県条例第９号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第６号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(１)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

(２)　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

(３)　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(４)　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(５)　暴力団員と交際していると認められるとき。

(６) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

(７) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(８)　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、 発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

１　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）

第２条(Ａ)、第１１条(Ａ)

２　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）

第２条(Ａ)、第１１条(Ａ)

３　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）

第２条(Ａ)、第１１条(Ａ)

４　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）

第２条(Ｂ)、第１１条(Ｂ)